

「滞納処分も払えないときは  
どうしても払えないときは  
「滞納処分の執行停止」を



滞納処分の



「滞納  
処分の  
執行停

止」を認めさせましょう(国  
税徴収法153条、地方税法15条7)。  
3年継続すると納税義務  
は消滅します(国税徴収法153  
条4、地方税法15条7)。明らか  
に徴収不能な場合、納付義  
務を消滅できます(徴収法  
153条5、地方税法18条1)